

歴史的建造物魅力発信事業イベント実施業務委託に係る
企画提案作成要領

この要領は、歴史的建造物魅力発信事業イベント実施業務委託に係る受託者を選定する企画提案の提出に関して必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名 歴史的建造物魅力発信事業イベント実施業務委託
- (2) 発注者 鹿児島県教育委員会
(事務局：鹿児島県教育庁文化財課（以下「事務局」という。))
- (3) 業務内容 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期限 令和5年1月31日（火）
- (5) 委託額の上限 1,589千円（消費税及び地方消費税を含む）
※履行までに要する全ての経費を含む。

2 参加資格

企画提案に参加できる者は、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体又はこれに類する団体、観光団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
ウ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者

3 スケジュール

内 容	日程・期限等
公募開始（ホームページ掲載） ※	令和4年6月29日（水）
事前説明会参加申込期限	令和4年7月4日（月）午後5時
事前説明会	令和4年7月5日（火）午後2時
質問書提出期限	令和4年7月7日（木）午後5時
質問書に対する回答期限	令和4年7月11日（月）
参加表明書提出期限	令和4年7月14日（木）午後5時
企画案の提出	令和4年7月20日（水）午後5時
審査会	令和4年7月21日（木）午後1時30分～
審査結果通知	令和4年7月28日（木）【予定】
委託業務	契約締結日～令和5年1月31日
成果品提出期限（履行期限）	令和5年1月31日（火）

※：企画提案公募に係る資料は、鹿児島県ホームページに掲載する。

4 事前説明会

- (1) 日時：令和4年7月5日（火）午後2時
- (2) 場所：Webによる説明（Webexを使用）
- (3) 参加に当たっては、所定の様式（様式1）に必要事項を記入の上、令和4年7月4日（月）午後5時までに、「10連絡先」に電子メールにて提出すること。
（電子メールの件名に「事前説明会参加申込」と記載のこと。）

5 質問と回答

- (1) 質問は所定の様式（様式2）に記載の上、令和4年7月7日（木）午後5時までに「10連絡先」に電子メールにて提出すること。
（電子メールの件名に「仕様書に対する質問書」と記載のこと。）
- (2) 質問書に対する回答は、令和4年7月11日（月）までに、事前説明会全参加者に電子メールにて回答するとともに、鹿児島県ホームページに掲載する。
なお、当該回答文書により、本要領の記載内容を加除修正したものとみなす。

6 参加表明

- (1) 期限：令和4年7月14日（木）午後5時まで
- (2) 方法：所定の用紙（様式3）に必要事項を記入の上、原本を「10連絡先」へ郵送（必着）又は持参
※提出後に辞退する場合は、参加辞退申請書（様式4）を提出すること。

7 企画案の提出等

(1) 提出書類等

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（任意様式）・企画提案提出書（様式5）

- ・仕様書の内容を踏まえ、分かりやすく具体的に作成すること。仕様書に示されていない内容でも、当該業務の遂行上、有益と思われるものについては、積極的に提案すること。
- ・A4サイズ（必要に応じてA3も使用可）
※企画提案は、本業務の具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ・着手から成果品の提出まで業務スケジュールについて途中経過を明らかにして作成すること。

(イ) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類（誓約書）（様式6）

イ 提出期限

令和4年7月20日（水）午後5時

ウ 提出方法

上記(ア)については10部、(イ)については1部、令和4年7月20日（水）午後5時までに「10連絡先」へ持参又は郵送することとする。

(2) 提出に係る留意事項

- ア 提出できる企画案は1案のみとする。
- イ 企画提案の作成等に関する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 企画案の作成に当たっては、仕様書を熟読すること。
- エ 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- オ 提出された応募書類は、返却しない。

8 企画提案書の審査等

(1) 企画提案書の審査会

- ア プレゼンテーションによる審査会を行い、最優秀者を選定する。審査は、提案者が1者であっても開催する。下記の審査会日程は予定であり、調整の過程で変更になる可能性がある。

【審査会】令和4年7月21日（木）午後1時30分から

- イ 審査会は、Webによるプレゼンテーション（Webexを使用）により実施する。

(2) 審査基準

- ア 評価項目・評価基準及び配点については、別添のとおりとし、最も得点の高かった提案者を最優秀者として選定する。
- イ 審査会の議事録については非公表とし、審査の経過に関する問合せには一切応じない。

(3) 審査結果の通知

- ア 審査結果は、令和4年7月28日（木）までに、全ての審査会参加者に書面で通知する。審査内容及び選定結果に対する異議は、一切認めない。

9 契約に関する事項

(1) 契約の相手方

- ア 審査会における最優秀者を契約予定事業者とし、鹿児島県教育委員会が作成した仕様書及び当該事業者が提出した企画提案書に基づき、双方協議の上で契約を締結するものとする。

(2) 契約予定事業者として選定された場合でも、当該企画案をそのまま採用するものではなく、契約に当たっては、審査会等における意見を踏まえつつ契約内容について協議・調整を行った上で、鹿児島県教育委員会と契約予定事業者双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(3) 次順位の繰上げ

- ア 契約予定事業者が、正当な理由なく契約しない場合、又は協議で合意に至らなかった場合、提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、審査会において次順位以降となった提案者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

(4) 本事業を実施するにあたっては、鹿児島県教育委員会の承認なくして、委託業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。この場

合の再委託者の資格については、本要領「2. 参加資格(1)~(3)」の規定を準用するものとする。

10 連絡先

鹿児島県教育庁文化財課

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

・TEL 099-286-5355

・FAX 099-286-5675

・メールアドレス siteibun@pref.kagoshima.lg.jp